

庭園植栽地の管理委託業務及び院内観葉植物リースに係る条件付一般競争入札 公告

次の通り条件付一般競争入札を実施します。

平成 31 年 2 月 25 日

社会福祉法人^{恩賜}財団^{財団}済生会支部
栃木県済生会宇都宮病院
院 長 小林 健二

1. 入札に付する事項

業務名称

庭園植栽地の管理等委託業務及び院内観葉植物リース

業務施設

宇都宮市竹林町 911-1 ほか 栃木県済生会宇都宮病院 及び 付帯敷地内

履行期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで
(西暦 2019 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日)

業務内容

庭園植栽地等の維持管理業務及び院内観葉植物の維持管理

(1)庭園植栽地等の維持管理業務

美観保持ならびに害虫防除のための薬剤散布、雑草の除去、枝木の剪定、葉の埃取り
上記作業後の清掃作業及び同作業時に発生した廃棄物の処理
その他植栽の維持管理に必要な業務

(2)院内観葉植物の維持管理

院内の各所に存在する観葉植物をリース管理とし、定期的なメンテナンスと入れ替えを行なうこと
で、快適な環境を提供する

2. 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できるものは、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

(1)栃木県内に本社または支社のあること。

- (2) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをした者でないこと。
- (3) 国・地方公共団体の指名停止又は指名留保(以下「指名停止」という)期間中でないこと。
- (4) 国・地方公共団体等の公的病院において2年以上の実績を有すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条6号に定義する者)が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずる地位に就任、又は、実質的に経営等に関与している団体ではないこと(暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない団体等)。

3. 入札手続等

(1) 担当窓口

〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町 911-1

社会福祉法人^{恩賜}財団 済生会支部

栃木県済生会宇都宮病院 ハウスキーピング課(田崎、染谷)

☎028-626-5500(代表) 内線 3267

Eメールアドレス yoshihiro_tasaki@saimiya.com

(2) 入札参加申出書及び資料の提出

下記4のとおり

(3) 入札日時・会場

日時 平成31年3月11日(月曜日)10時30分より

場所 〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町 911-1

栃木県済生会宇都宮病院 南館3階 研修室(控え室:会議室)

4. 入札参加申出書及び資料の提出

この入札に参加を希望する者は、2に掲げる参加資格を有することを証明するために、次に従い申出書を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、期限までに申請書を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。

(1) 提出書類

①入札参加申出書(様式1)

②実績証明書(様式2)

【実績を証明できる書類の添付】

(2) 提出期間

平成31年2月25日から3月8日(土・日・祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで)

面積等の情報は担当窓口にお問い合わせください。

(3) 提出先

上記3(1)に同じ。

(4) 提出方法

提出先に持参すること。郵送または電子メールによるものは、受け付けない。

(5) 審査結果

平成31年3月8日までに不適合の場合のみEメールにて通知する。

(6) その他

入札者は、契約担当者から、提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

5. 入札書等の提出方法

入札参加申出書により、入札参加資格があると認定された者は、入札書(様式4)を次により提出すること。

(1) 提出日

入札当日

(2) 提出場所

入札会場

(3) 提出書類

ア 入札書(様式4)

イ 委任状(様式5)※必要とする場合のみ

ウ 入札用封筒(様式8)にアを入れて入札すること。

(4) 入札の方法等

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を、消費税率改定により10%が適用される部分については、100分の10に相当する金額を加算した金額の合計金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額のうち消費税率8%が適用される部分については108分の100を、10%が適用される部分については110分の100に相当する金額を入札書(様式4)に記載すること。

イ 代理人をして入札を行う場合には、委任状(様式5)を入札当日提出すること。

6. 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、予定価格を超えない価格で最も入札金額の低い者を落札者とします。

(2) 初回の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとし、入札回数は2回を限度とする。

(3) 入札が不調となったときは、2回目の入札において最低金額を提示した者を随意契約の相手方とし、契約締結のための交渉を行なう。

7. 入札者の無効

(1) 入札書の記載事項が不明瞭で判断できないとき。

(2) 入札書記載の金額を訂正したもの、または氏名の下に押印がないもの。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項に2通以上入札したもの。

- (4) 入札に関して不正行為を認めたもの。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条の1号, 7号, 8号に定める行為を認めたもの。

8. その他

- (1) 契約担当者は、提出された書類を競争入札参加資格確認の目的以外に使用しない。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 入札保証金
免除する。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 現地説明の希望がある場合に個別に対応するので、申し出てください。
- (8) 質問がある場合は質問書(様式3)を提出すること。
- (9) 入札を辞退する場合は入札執行前にあつては、入札辞退届(様式7)をハウスキーピング課まで直接持参し提出してください。入札執行中にあつては、入札辞退届またはその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合は、その旨を入札執行者に告げて確認を受けること。入札を辞退した者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはない。
- (10) 落札者は落札決定の日から10日(日曜、祝日を除く)以内に契約書の案に記名捺印しハウスキーピング課に提出しなければならない。ただし、契約担当者が別途その期日について定めた場合は、この限りでない。
- (11) 本入札にあたり要した費用は、入札者の負担とする。

以上

庭園植栽地の管理委託業務及び院内観葉植物リース業務仕様書

この仕様書は、栃木県済生会宇都宮病院（以下、「甲」という。）が委託する、庭園植栽地の管理委託業務及び院内観葉植物リースを受託する者（以下、「乙」という。）が行なう業務を示すものである。

1. 目的

甲における庭園植栽地の管理および観葉植物の管理業務を行なうことにより、環境美化の向上を図り、もって、甲を利用する者に対し、爽快な環境の提供に資することである。

2. 業務の実施場所

栃木県宇都宮市竹林町9 1 1 - 1 栃木県済生会宇都宮病院及び付帯敷地内

3. 業務内容

(1) 植栽の管理

ア. 適用範囲

樹木・蔓性植物・地被類等の管理作業に適用することとし、範囲は別紙記載とする。

イ. 植物への配慮

当該管理作業の目的及び管理作業が及ぼす影響の強さなどを十分に理解し、特に生き物としての植物に対する細心の注意と愛情を持ってあたると努めるものとする。

ウ. 施設への配慮

当該施設並びにその周辺の施設及び車両等においては、その機能及び利用等に支障のきたすおそれのないよう十分注意し、万全の策を講ずると共に支障ある場合は、速やかに担当者に報告すること。

エ. 利用者その他への配慮

安全に十分注意し、怪我・損傷等を生じた場合においては、受注者の責任において処置すると共に速やかに担当者に報告すること。

オ. 枝葉等の処置

剪定・刈り取り・除草等によって生じる樹木の枝葉等の野焼きによる焼却は行うことなく、法令に基づき適切に処理すること。

カ. 除草

人力による除草は、地際より繁茂している雑草類を、根株を残さないように人力により抜き取るものとする。抜き取った雑草類等は、直ちに運搬処理すること。

また、高木のひこばえも、同時に取り省くこと。

キ. 草刈

草刈は、繁茂している雑草類を草刈機、その他の器具を用いて地際より丁寧にかき取ることをとする。作業は樹木・地被類を傷つけないよう十分注意すると共に人畜車両等に損傷を与えないよう作業箇所及びその周辺の安全確保に留意すること。特に動力草刈機を用いるときは、十分注意すること。刈り取った雑草類等は、直ちに運搬処理すること。

ク. 病虫害駆除

薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準・使用方法を遵守すること。薬剤散布については早朝の散布を基本とする。

ケ. 芝生刈り込み

刈り込みは、芝生地内にある樹木・株物・施設等を損傷しないように注意し、刈むら・刈残しのないように均一に刈り込むこと。刈り取った芝は、速やかに処理すると共に刈跡はきれいに清掃すること。刈り込みに先立ち、作業箇所の小石等の除去を行うこと。

コ. 施肥

所定の施肥料をむらの無いよう、適切に散布すること。

サ. 高木剪定

主として冬季剪定により行う。指定された樹木を行う(カツラ4本メタセコイア2本)

シ. 中木剪定

金木犀9本のうち、年に3本ずつ順番に刈り込む。人車の通行等の障害となる枝は、優先に剪定すること。

ス. 棚木剪定

夏期に切り詰め剪定により行う。

セ. クロマツ手入れ

秋に新梢の剪定と古葉取りを行うこと。

ソ. 低木剪定

樹木の特性に応じて切り詰め、中透かし、枯れ枝の除去などを行うこと。花芽形成後に強剪定を行うことは避けること。

タ. 玉物刈り込み

各種樹種の生育状態に応じて刈地原形を十分考慮しつつ刈り込むこと。

チ. 作業時期

年間作業計画書を基本とし、現場状況等に応じて作業日程が多少前後する場合は、担当者と協議のうえ作業を行うこと。

ツ. 降雪時

雪かきの要員として要請があった場合、オペレーター3名以上の人員を早朝から作業を行えるようにしておくこと。

(2) 観葉植物のリース

乙は、甲に対し、別紙観葉植物数量表等に明記された観葉植物の数量をリースし、乙が甲指定の場所に設置するものとする。但し、甲が、乙からリースされた観葉植物が設置場所にそぐわないと判断した場合は、乙に対し、リース品を速やかに交換するように依頼することができるものとする。

(3) 観葉植物の管理

乙は、甲にリースした観葉植物に関して、週一回程度巡回し、同観葉植物への水遣り、枝木の剪定、雑草の除草、その他観葉植物の維持管理に必要な業務を行い、枯凋等の異常のあるものについては、乙の責任において速やかに交換するものとする。

(4) 院内植栽の管理

ア. 植栽の場所

乙は、甲所有の以下の植栽の管理を行なう。

- ① 1階エントランスホールのベンジャミン(2か所)
- ② 1階、5階、6階、9階の中庭の植栽
- ③ 2階エスカレーター付近の植栽

イ. 業務内容

植栽の管理業務とは、害虫防除のための薬剤散布、雑草の除草、枝木の剪定、葉の埃取り、清掃作業等、前記植栽の維持管理に必要な業務全般とする。

管理業務により、発生した廃棄物等については、乙の責任において適切に処理するものとする。

作業の実施時期については、甲乙協議のうえ年間作業計画書の取り交わしをもって決定するものとする。

(5) その他

前記の業務にあたり、乙の責任によらない原因により、植栽が枯死する等、業務の遂行が著しく困難となった場合は、甲・乙協議の上、植栽の植替え等を実施することとし、乙は甲に対し、その費用を別途請求できるものとする。

その他は、乙が原状回復に努めるものとする。

4. 遵守事項

(1) 業務協力

甲と乙は、植栽管理業務の実施にあたり、業務の効率的運営に協力するものとする。

(2) 関係法令の遵守

甲と乙は、次の事項を遵守し、乙は乙の従業員が関係法令に違反することのないよう十分留意することとする。

ア. 衛生基準等の諸規定を遵守し、誠意をもって業務の遂行に努めること。

イ. 安全管理、衛生管理、災害防止、従事者の健康管理に努めること。

5. 従事者の服装、規律等の義務

(1) 乙の従事者は、作業に適した清潔な衣類を着用すること。

(2) 従事者は、品行方正に業務を遂行し、応接は懇切丁寧に行うこと。

(3) 従事者は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約終了または満了した後も同様とする。

6. 費用負担

(1) 甲の施設内での業務に要する、電力、水道の費用は甲の負担とする。

(2) 業務に要する物品等、駐車場の使用料（年額 72,600 円(毎月 6,000 円、カード更新料:年 1 回 600 円)）は、乙の負担とする

7. その他

本仕様書に記載のない事項については、疑義が生じた場合、関係法令に従い、甲・乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

以上